

Winny 判決の検討

田中 瞳美

本研究は、ファイル共有ソフト Winny の開発者が、著作権侵害の幫助罪により逮捕・起訴された事件を題材として、ファイル共有ソフト開発者のソフト提供行為による幫助犯成立の基準について検討し、価値中立的な技術に対する規制について考察したものである。

Winny 事件では現在までのところ、京都地裁判決において有罪、控訴審である大阪高裁判決においては無罪という判決が出ている。地裁判決は、「無限定な幫助犯の成立範囲の拡大も妥当ではない」（京都地判平成 18.12.13 判タ 1229 号 105 頁）としながらも、幫助犯成立については、「現実の利用状況やそれに対する認識、提供の際の主観的態様によると解すべき」という曖昧な基準を定立したため、ソフトウェアの技術開発に萎縮効果をもたらす可能性があるとして批判がなされた。これに対し、高裁では、地裁判決の曖昧さを批判した上で、「ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めてソフトを提供する場合に」（大阪高判平成 21.10.8 平 19（う）461 号）幫助犯が成立するという基準を定立し、被告は無罪となった。技術開発・提供の萎縮効果に歯止めをかけた点で評価できる判決と言える。そして、検察がこの判決に対し上告したため、現在は、最高裁の判決が待たれている。

このように Winny 事件は、地裁と高裁において判決が分かれたが、ファイル共有サービスの提供行為が著作権侵害行為を構成するかについて争われたファイルログ事件（民事）の判断基準からは、Winny 開発者には民事責任を問えない可能性が高いと考えられる。ソフトウェア提供者が刑事責任を問われた韓国のソリバダ事件の幫助犯成立基準から考えても、Winny 開発者に刑事責任があるとはいえないだろうという結果となった。

また、地裁・高裁ともに、Winny は価値中立のソフトであると認めていることから、刑法上の論点として、幫助要件が満たされた場合でも、幫助の成立が否定される「中立的行為による幫助」の議論について検討した。著作権法全体として、幫助犯の規定である刑法 62 条を排除しているという考えを示唆した上で、個人の法益よりも社会的有用性を優先するという考え方の利益衡量論に基づき、社会の有用性と個人の法益とを比較した。これにより、Winny 開発者の提供行為により生まれた価値は、侵害された著作物の価値に劣後していないのではないか、つまり、幫助成立は否定されるべきではないかと考えた。

結論として、Winny を含めファイル共有ソフトへの規制は、著作権法の目的である文化の発展に寄与するために、権利者やシステム提供者、著作物利用者など様々な利益を鑑みる必要があるため、司法判断に委ねるのではなく、立法的解決が必要である。具体的には、技術者に対して技術提供の自由化を認める一方で補償金を義務化するなど、明確なルールが必要という考えに至った。

（指導教員 村井麻衣子）